

転出に伴う手続き



転出に伴う手続きについて、下表を参照のうえ、担当窓口で手続きをお願いします。

対象となる方	手続きの内容	お持ちいただくもの担当窓口	担当窓口
印鑑登録している方	印鑑登録証（カード）を返却していただきます。	印鑑登録カード	町民課
国民健康保険に加入している方	保険証を返却していただきます。転出の翌日をもって資格がなくなります。	国民健康保険証	町民課
後期高齢者被保険に加入している方	県外転出の場合、保険証を返却していただきます。また、喪失の届け出が必要です。	後期高齢者保険証	町民課
各種医療受給者の方 ・乳幼児医療 ・妊産婦医療 ・ひとり親家庭医療 ・重度心身障害者医療	受給者証を返却していただきます。また、喪失の届出が必要です。	受給者証	町民課
子ども手当の支給を受けている方（勤務先での支給を受けている方は、そちらでの手続きとなります）	喪失の手続きを行います。なお、新しい転入先に申請する所得証明書をお渡しします。		福祉課
小・中学校に通う児童のいる方	在学証明書を取得してください。		学校
	教育委員会への手続きを行います。		学務課
介護保険の受給者 （町外の介護保険施設への入居者を除く）	保険証を返却していただきます。認定者の方は、受給資格証明書をお渡しします。	介護保険証	福祉課
水道を使用していた方	水道使用中止の手続きを行います。お電話でご連絡ください。		水道事業所

